

第 25 回 柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和元年 6 月 28 日（金）

場所 市役所 4 階 大会議室

議案 議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について

議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について

議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について

議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 西山町上山田地区)

議第 6 号 農地パトロール（農地利用状況調査）について

その他 7 月総会の会議開催予定日時

第 26 回総会を 7 月 31 日（水）午後で開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後 3 時 30 分

霜田局長

お疲れ様でございます。本日は足元の悪い中ありがとうございます。昨日は蒸し暑く、今日は肌寒いお天気であります。しばらくはこういった天気が続くという天気予報です。先週、18 日の新潟・山形の地震があり、地盤が緩む恐れがあるということで、心配されています。

本日は J A 柏崎さんの全域農家の組合長研修会ということで、多くの方から欠席の連絡がありました。J A 柏崎さんはずいぶん前から予定されていたので、農業委員さん推進委員さん合わせて 13 人欠席です。

ただ今から第 25 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願

します。

黒坂会長

皆さんご苦労様でございます。早いもので、田植えが終わったかと思えば中干、穂肥の時期になってきています。今まで晴天続きでしたけれど、中干の時期に入ってきたというのに雨が降って中干ができません。

農業委員会としては、仕事を見える化し、地域の皆さんにアピールしていくことが大事ではないかと思っています。中越地区の農業委員会会長会議があった時に、「葉月みのりが幼穂を形成し、7月上旬には穂を出し、お盆ごろには収穫に入ります。」という話をしましたら、皆さん興味を示していただきました。地域的话题を外にアピールすることも大事ではないかと思っています。

今回、事務局から提案がありますが、農地パトロールを7月・8月に全員の方からやっていただきます。その中で遊休農地の実態把握と是正指導、農地の違反転用の早期発見、農用地の不法投棄の早期発見を課題に掲げながら進めていきたいと思っています。遊休農地は、見るだけではなく、その背景にはどのようなことがあったのか、後継者不足、高齢化、採算に合わない農業ということを調べながら、この件についても農業委員会としては確認する必要があるのではないかと思っています。

この前、山波委員の講演を聞かせていただきました。皆さん一人一人が責任感と張合いを持って仕事をすることと、働いている皆さん、地域の皆さんがより良い生活をしていくことが必要なことだと感じました。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田局長

事務局です。委員数は19人です。欠席報告2人、現在の出席委員数は17人で、過半数であることを報告致します。

また、農地最適化推進委員数は27人です。現在の出席委員数は16人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第25回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、9 番 河合 則雄委員、13 番 平野 松夫委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」の申請番号 1 の案件が〇番〇〇 〇〇委員に関する案件でありますので、〇〇委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

－ 〇〇委員が退席する －

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請 申請番号 1 についてご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 西山町内方字沢田〇〇番 外 4 筆 田 4,888 m²。西山町内方〇〇番地 〇〇 〇〇。西山町内方〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。本案件について地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の山崎局長代理、阿部係長が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員が入室する －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

次に「議第 1 号 申請番号 2 から申請番号 4」の案件の審議を行います。事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、続いて 申請番号 2 から申請番号 4 についてご説明いたします。

申請番号 2 新田畑字東新田〇〇番〇 外 13 筆 田 9,971.61 m²。新田畑〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。見附市葛巻町〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。柏崎市での新規就農。 円です。

申請番号 3 新田畑字東新田〇〇番 外 7 筆 田 3,118 m²。新田畑〇〇番〇〇号 〇 〇〇 〇〇 外 2 名。見附市葛巻町〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。柏崎市での新規就農。 円です。

申請番号 4 大字与板字坪野〇〇番〇 田 66 m²。大字与板〇〇番地 〇〇 〇〇。大字与板〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の贈与。経営規模拡大です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の山崎局長代理、阿部係長が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

大矢 辰栄推進委員

申請番号2と申請番号3についてですが、譲受人が見附の方ですが、見附から通って耕作するのですか。

阿部係長

譲受人となります、〇〇 〇〇さんの子供さんが借りているガレージが長浜町にあります。そこに必要な機械を入れて耕作いたします。田んぼまで1kmくらいなので、可能な範囲であります。〇〇さんご本人も見附市では32,000㎡耕作しておりますので、しっかりした農業者と判断しました。以上です。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

4番 石塚 道宏委員

申請番号4の確認ですが、これは贈与でよかったですよね。

阿部係長

はい、贈与です。

4番 石塚 道宏委員

議案の有償は消していいということですね。

阿部係長

はい、申し訳ありませんでした。訂正お願いします。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 2 から申請番号 4 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、当初計画者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 三和町字東江〇〇番〇 田 184 m²。新潟市中央区新光町〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇〇〇。駐車場。当初、緑地・雪捨て場として利用しておりましたが、駐車場として利用するものです。第 3 種でございます。議第 3 号 4 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 3 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 三和町字東江〇〇番〇 田 184 m²。新潟市中央区新光町〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。駐車場。第 3 種でございます。議第 2 号 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。申請地は、すでに転用目的である駐車場として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字上方字西田〇〇番 外 4 筆 田 1,329 m²。大字上方〇〇番地 〇〇 〇〇。大字宮之窪〇〇番地 〇〇 〇〇。養鯉池。第 2 種でございます。

申請番号 2 大字小島字袖クネ〇〇番〇 畑 66 m²。大字小島〇〇番地 〇〇 〇〇。大字小島〇〇番地〇 〇〇 〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 大字椎谷字打越〇〇番 外 1 筆 畑 264 m²。神奈川県川崎市多摩区生田〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。大字椎谷〇〇番地 〇〇〇 〇〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 4 西山町鎌田字坂ノ下〇〇番〇 田 853 m²。西山町鎌田〇〇番地 〇〇 〇〇。西山町鎌田〇〇番地 〇〇 〇〇 外 1 名。農家住宅及び農作業所。第 2 種でございます。

申請番号 5 大字黒滝字乙ヶ瀬〇〇番 田 591 m²。大字黒滝〇〇番地 〇〇 〇〇。字黒滝〇〇番地 〇〇 〇〇。農家住宅。第 2 種でございます。

申請番号 6 荒浜〇丁目字庚申塚〇〇番〇 外 1 筆 畑 165 m²。比角〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 外 1 名。荒浜〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 7 大字畔屋字親ヶ峰〇〇番〇 田 315 m²。大字畔屋〇〇番地 〇〇 〇〇。大字畔屋〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。駐車場。第 2 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、

特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

中村 明朗推進委員

差支えなければ申請番号1の譲渡価格を教えてください。

阿部係長

譲渡価格は 円となっています。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号の申請案件を許可処分と決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第4号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

議案書6ページをご覧ください。議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地

利用集積計画の決定についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）
（県経営体育成基盤整備事業 西山町上山田地区 関連）
- 2 利用権の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権の移転時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
- 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する
- 8 対象農用地の面積でございますが、田 9 筆 6,063 m²
- 9 関係人の数でございますが、受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告予定年月日につきましては、ご了解いただければ、令和元(2019)年 7 月 18 日を予定しております。

明細は次の 7 ページ記載のとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案とおりとすることにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案とおりと決定いたします。

議長

次に「議第 6 号 農地パトロール（農地利用状況調査）について」事務局の説明を求

めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 8 ページをご覧ください。議第 6 号令和元年度農地パトロール（利用状況調査）につきまして、ご説明いたします。

この実施要領は新潟県農業会議が策定いたしました令和元年度「農地パトロール月間」実施要領に基づき柏崎版を作成いたしました。詳細については後ほどご確認ください。パトロールについて、具体的に説明させていただきます。

1 趣旨

平成 28 年 4 月 1 日から遊休農地に対する固定資産税が強化されたとともに、法改正により最適化推進員が設置されることとなり、優良な農地の確保及び利用調整、税の公平性の観点から「農地パトロール月間」を設定し、集中的に取り組むものとします。

2 目的

- ・ 遊休農地の実態把握と是正指導
- ・ 違反転用の早期発見と是正指導
- ・ 不法投棄の早期発見と是正指導

3 実施方法

- ・ 地区別に班編成でパトロール
- ・ 全農業委員及び農地利用最適化推進委員、場合によっては農家組合長や事務局職員も加えて、パトロールを実施してください。

- ・ 目に見える活動を図るため「腕章、キャップ、ゼッケン」を着用してください。

なお、議案書の 11 ページの『農地パトロール（利用状況調査）の具体的行動計画』『実施方法 3』『③』について、「腕章、キャップ、ゼッケン」は皆様に配布済みですので、2 行目の「(6 月 28 日総会時に配布)」を削除ください。

- ・ 農地パトロールマグネット板を事務局でお貸ししますので、パトロールの際は車に装着してください。
- ・ 写真はデジタルカメラを使用し、データを保存した SD カードを 9 月 6 日（金）までに事務局にお出してください。

4 利用状況調査の対象と内容

○ 調査対象農地

- ・ 農用地区域内の農地及びその周辺部における優良農地
- ・ 遊休・荒廃農地、耕作放棄地、違反転用地、盛土等

特に違反転用地に関しては、工事の中止や現状復旧等の命令に従わない場合、個人にあっては「3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金」が、法人にあっては「1 億円以下の罰金」といった厳しい罰則が科されるほどの重大な違

法行為です。ご注意ください。

○ 準備する資料

- ・ 農地パトロール実施結果報告書
- ・ 農地パトロール結果（個票）

これらは皆様のお手元に配布しました。不足分が出た場合は事務局までご連絡ください。皆様でコピーしていただいても結構です。

- ・ 農地利用計画図（9月総会開催時に返却）

これは各班々長にお配りしました大きな封筒の中にございます。

5 調査スケジュール

○ 調査時期

- ・ 7月1日から8月31日
- ・ 実施日、時間は各班で必ず打合せを行ってください。
- ・ 調査結果は、9月6日（金）までに事務局にご報告ください。

以上、説明をさせていただきましたが、今年は、遊休農地や違反転用地、不法投棄の確認を中心としました。

パトロール中の事故及びけがには十分ご注意ください。また、クマによる被害防止についても細心の注意を払うようお願いいたします。

また、本日「7・8月は農地パトロール月間です。」とのチラシをお配りしました。お帰りになられた後、お読みくださるようお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

9番 河合 則雄委員

減反していたのでしょけれど、国道沿いに長い間花壇に草花だとか、近くにも植えていない田んぼがあるのですが、これは遊休農地というのですか。

濁川職員

昨年まで減反の一環ということでした。今の時代では不作付け地扱いです。管理をしているので、遊休農地ではございません。このような理解でいただければよろしいかと思えます。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

9番 河合 則雄委員

昨年も一昨年も行ったのですが、宮川の信号からずっと行った、昔、田んぼだったところが、全部遊休農地になっているのですが、あれはどうしたらいいですか。

濁川職員

その場所は、昔、地元の方が耕作されていたのですが、地元の方も近隣の方も耕作できないということで、巻の農家の方が耕作していました。その方も病気をされ、地元にお返ししますということで、ここ 2、3 年作付けされていない農地でございます。先般、そこに営農型太陽光発電という話があったのですが、クリアするのに少し難しい太陽光発電になります。そこに作付けしてもらわなければならないというお話をしましたら、話が断ち切れ状態になり、それから問合せが来ていない状況です。

どこの地区もそうですが、そういう農地を地区の方々に開墾して、伐根して、元通りにとというのは不可能だと思います。時代の流れに沿って、農振に入っていれば農振を外していただいて、地目変更するというのがベストだと思っています。

9番 河合 則雄委員

今年はその場所に行かないでいいというわけにはいきませんか。

濁川職員

日頃、農地パトロールをしていて変わっている状況が無ければ、いつも同じところではなく、新しい土地を見ていただければと思います。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

6番 安野 検一委員

これから農地パトロールに出るのですが、西山地区でこういう事例がありました。昨年まではある方が作られていましたが、今年から体の具合が悪く、都合が悪いので、全面耕

作をしないという集落がありました。これは、現在作付けされてなく、これからも作付けされる予定もない、農地法の1号遊休農地に該当すると思います。農地パトロールで地主さんに説明した時に、だれか作る人を探してくれと言われたら農業委員会としてどのような対応を考えているのでしょうか。

阿部係長

報告を受けたうえで、対応を考えていきたいと思います。即答はできないということでご容赦願います。

6番 安野 検一委員

私が言いたいのは、遊休農地の場合、農地法の中に1号と2号がありますが、安易に遊休農地になっていきますと地主に説明するという事は、何らかの対応を考えたいという事でやらないと、そういうことを表に出すことはできないのではないかとということです。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

藤林 正一推進委員

私が直面している問題ですけれど、農地は田んぼと畑があるわけですが、畑の耕作放棄です。これが年々増えてきて、耕作放棄した所はモグラやネズミの巣になっています。皆さんはどのようにしているか聞かせていただきたいです。

阿部係長

このことにつきましても、関係各課も含めまして考えていきたいと思います。

濁川職員

藤林委員が言われている場所ですが、一番いいのは〇〇町内会が一致団結して、地主さんの所へ手紙を出してください。何とかしてもらわないと我々は困っていると意思表示をしてください。本人が切なくなれば、何かしらアクションを起こすと思います。〇〇の町内会長さん、農家組合長さんの連名で手紙を出されたらいいと思います。

藤林 正一推進委員

関連して発言したいのですが、長岡の蔵王橋から長岡大橋は畑の耕作放棄地がもの

すごいです。これは柏崎だけでなく、全般的にそういう問題に悩んでいる市町村は結構あると思います。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案とおりとすることにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案とおりと決定いたします。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。

ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

お手元の「第 25 回農業委員会総会（R1.6.28）事務局事務連絡」をご覧ください。

1 今後の予定です。

管外視察研修、農業委員・推進委員 30 人参加、7 月 3 日（水）・4 日（木）、本日参加される方の机にしおりを置いてあります。欠席の方には郵送いたします。6 月 18 日の地震の影響についてですが、心配いらないということでしたので、実施させていただきます。当日、朝 8 時 30 分に出発します。バスは 8 時を過ぎないと駐車場に着きませんので、8 時過ぎにお越しいただいて、受付をしてください。

農業委員会だより（第 39 号）編集会議、編集委員、7 月 19 日（金）10 時から 市役所 4 階小会議室・7 月 31 日（水）総会後から 市役所 4 階大会議室です。

県農業会議巡回業務推進検討会（7 月調整中）役員さんから対応していただきたいと思えます。日程が決まり次第連絡いたします。

2 「農の雇用事業」令和元年度第 3 回募集の実施について 農業法人等への募集の周知及び実施する経営体の掘起こし協力依頼です。

3 第 26 回総会 農業委員・推進委員 7 月 31 日（水）13 時 30 分から 市役所 4 階 大会議室です。以上です。

各地区で農地パトロールの打合せを 17 時 15 分までしていただきたいと思います。よろしくをお願いします

6 番 安野 検一委員

先程から遊休農地の話をよくするのですが、これからこのパンフレットを農家に配布するのですが、見ればいいことがたくさん書いてあります。実現性のないことがいっぱい書いてあります。重点推進事項の 4 点の①遊休農地の実態把握ここまでならいいですが、その指導ですよね。指導ということは何かしらしないといけないわけです。会長も局長も農業会議の会議に出るわけですから、できないことを無理して書くことはないと思います。「利用状況調査」で把握した遊休農地は農地中間管理機構を利用となっていますが、無理です。今、農地中間管理機構は受け手がいなければやりませんと言っています。これを課題に書いて出すということは、相手方に指導するのは難しいことだと思います。いいことを書くのはいいかもしれませんが、実態としてできないことを無理して書いて、色々なことをやりますというような、パンフレットを出すのは農業委員会としても、農業会議としても少しは考えましようと言ってください。

議長

安野委員の言うことはよくわかりますが、中央の方ではっぴかけられていますので、農業委員と最適化推進委員の使命は見える化を図り、5 年後に実績を 80%にもっていかねればと提案説明をされています。実態は安野委員の言っている通りですが、それを公式の席では言えません。そういうことを言ったら、それが自分たちの仕事であると同時に、提案者として承認したのではないかと強く言われます。

6 番 安野 検一委員

それであれば、あれだけの国の予算が農地中間管理機構に入っているわけですので、農地中間管理機構がそれだけの仕事をしてくださいと強く言ってください。

議長

言われていることはよくわかります。ですが、上から言われていることも理解いただきたいです。

6 番 安野 検一委員

今後、こういうパンフレットを作るときは中身をよく見て、無理なことまで書かないよ

うなパンフレットを出すように、農業会議にもお願いします。

議長

7月に県農業会議巡回推進検討会の時にこういう意見があるとお話いたします。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様でした。今日も転用申請で追認申請が何件かありましたけれど、本来なら許可申請を出してからですが、出さずにやった結果、追認申請になっています。どのような是正処置をしなければならないのか事務局説明をお願いします。

阿部係長

今回の報告説明の中で、これまでは追認許可を求めています。と説明を終わらせていましたけれど、それまでの経過ということで、従前の違反転用状態に関しまして、始末書を提出のうえでという形を取らせていただきました。このような手続きが入っているということを改めて説明させていただきました。

佐藤会長職務代理者

始末書ということで追認になっていますが、あまりにもやり方がひどい場合は、それで済まないことにもなりますので、農業委員・推進委員の皆さんは注意して見ていただき、後から申請が出てくることが無いように目を光らせていただければと思います。以上です。よろしくをお願いします。

閉会 午後5時15分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____